

Bevalco Report Vol.23

2007年11月28日

財務諸表の新潮流－公正価値の導入について－

1. FASB 157 の公表

筆者が公認会計士二次試験の勉強をした時期(20年ほど前)は、会計の基本原則として「取得原価主義」は当たり前のことと考えられていました。しかし、財務諸表の利用者にとっての有用性を突き詰めていくと、時価主義会計の方が勝っているというのが近年の有力説であるようで、欧米では取得原価主義から時価主義への大転換が進みつつあるようです。

2007年11月号の *Journal of Accountancy* で紹介されていた FASB Statement no. 157, *Fair Value Measurement* は、財務報告目的の Fair Value(公正価値)の意味を明らかにすると共に、財務諸表作成における Fair Value の計算・開示に変更をもたらすものであるため注意が必要です。以下解説しましょう。

2. FASB 157 公表の背景

始めになぜ FASB 157 が公表されたのかという背景について。まず、財務諸表を作成する際に公正価値で資産・負債を測定する機会は多かったにもかかわらず、公正価値の定義が決められて来なかったということ、および FASB Statement no. 159, *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities* を今後採用する企業のための地ならしを行ったということが考えられます。また、財務諸表の測定について取得原価主義から時価主義に変化していくことが望ましい方向性であるという認識が FASB の根底にあるものと考えます。

FASB157 では、公正価値を“評価日において通常取引として市場参加者の間において売買される金額”であると定義しました(“the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date”)。公正価値の定義をめぐる entry value と exit value のうち、どちらを公正価値とするか長い論争がありました。すなわち、中古機械を購入、売却しようとする場合、中古機械の流通業者に中古機械を売却する時の値段(entry value)と流通業者がその機械を最終ユーザーに売却する値段(exit value)の間には差額があり、そのいずれかを使用するかという問題です。FASBはこの長い議論に終止符を打ち、entry value と exit value のうち、exit value をもって公正価値とすることを決めたものです。その決定は、資産の保有者は、市場の参加者のうち、その資産の最有効使用(highest and best use of the asset)を達成する市場参加者に当該資産を売却するだろうという前提を置いたことを根拠としています。

その上で、公正価値には3つの段階(Hierarchy)が存在することを示しました。それは、同一物に関して市場価格が観察できるケース(Level 1)、類似資産の市場価格が観察できるケース(Level 2)、および類似

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

資産の市場がないケース(Level 3)という分類です。その詳細を以下解説します。

3. 公正価値の3段階

Level 1

同一資産・負債の売り買いが直接観察できる場合に得られる市場価格を意味します。信頼性は最も高いが、有形資産の売買においては実際にはあまり存在しません。

Level 2

同一資産・負債の売買が直接観察できるのはまれであることを認識した上で、FASB は以下の3つの状況において計算できる市場価格を Level 2 と判断しました：

- ① 同一資産・負債の実際の取引がまれに観察できる場合
- ② 実際に観察できる市場取引が同一資産・負債の取引ではないが、十分類似している取引であるため、ある一定の前提を置くことにより、保有資産・負債の時価が推定できる場合
- ③ 類似資産の活発な市場は存在しないものの、観察可能な市場取引より保有資産・負債の公正価値が計算可能である場合

例えば、固定金利の社債を評価する場合には、同様の信用リスクと返済期間を条件としている社債の利回りを社債市場より選択し、評価対象社債の将来キャッシュ・フローを市場で観察される利回りで現在価値に割引し計算する場合に計算される現在価値は Level 2 であるとされています。

Level 3

Level 1 および 2 における情報が得られない場合に計算される公正価値が Level 3 になります。財務諸表の利用者に対してバイアスがかかった情報を提供しないように注意深く収集された情報を基に計算されている場合には、Level 3 の公正価値は、利用者にとって有用な情報となります。

(FASB 157 による公正価値の開示例)

項目	12/31時価	同一物の市場価格 (Level 1)	類似物が市場で観察可能 (Level 2)	類似物が市場で観察不能 (Level 3)
売買目的の有価証券	115	105	10	
その他有価証券	75	75		
デリバティブ	60	25	15	20
ベンチャー投資	10			10
合計	260	205	25	30

4. FASB 157 の意義

FASB 157 の主要な意義は、今までの会計基準書により厳格な公正価値の概念を導入することになった

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

ことにあります。例えば、FASB 13 におけるリース資産の公正価値は、“独立の第三者間で売買される金額”という定義から、“評価日において通常取引として市場参加者の間において売却によって獲得される金額”に変更されることになります。

また、FASB 157 は今後公表される公正価値に関連する基準書や会計フレームワークとの関連を無視して議論することも出来ないでしょう。FASB 159 はその一つです。取得原価主義より時価主義へという大きな転換の中で FASB 157 と 159 は理解されるべきであると考えます。

以上
(文責 小林 憲司)

-
- ※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。
 - ※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。